

国立大学法人北海道大学大学院薬学研究院創薬科学研究教育センター
化合物スクリーニングシステム使用細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人北海道大学大学院薬学研究院創薬科学研究教育センター（以下「センター」という。）が管理及び運用する化合物スクリーニングシステム（以下「システム」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第 2 条 システムは、学術研究及び革新的な創薬・医療技術シーズを、確実かつ迅速に医薬品に結びつける革新的創薬プロセスを構築するために利用することができる。ただし、国立大学法人北海道大学大学院薬学研究院創薬科学研究教育センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めたときは、その利用を妨げない限度において教育等に利用させることができる。

(使用者の資格)

第 3 条 センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）の職員及び研究者等
- (2) 国内の公的機関の研究者
- (3) 国内の民間機関の研究者
- (4) センター長が適当と認める者

(使用の申請)

第 4 条 センターを使用する者は、別紙に定める申請書によりセンター長に申請し、その承認を受けなければならない。なお、東京大学創薬イノベーションセンター化合物ライブラリー（以下「東大創薬」という。）を使用する場合も同様とする。ただし、個別に東大創薬を使用する場合はこの限りではない。

(使用の承認)

第 5 条 センター長は、前条の申請書を受理した場合において、当該申請者が適当であると認めたときは、これを承認するものとする。

(使用内容の変更)

第 6 条 システムの使用を承認された者（以下「使用者」という。）は、使用申請の内容に変更があったときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(目的外使用の禁止)

第7条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外にセンターを使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用承認の取消し等)

第9条 センター長は、使用者がこの細則に違反し、システムの使用に重大な支障を生じさせたときは、第5条の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

(使用料)

第10条 基本的に東大創薬との契約による。

センターの所有する化合物スクリーニング機器の使用は無料とする。

スクリーニングに要する化合物ライブラリー以外の消耗品は実費とする。ただし、持ち込み品については無料とする。

なお、センター長が認めたときは、費用を軽減することができる。

その他、不明なことは、センターに問い合わせを行うことができる。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は重大な過失によりその使用に係る設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(事務)

第12条 システムの使用に関する事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、システムの使用に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成23年12月7日から施行する。

この細則は、平成24年7月27日から施行する。